

2023-12-25 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第4回）

10時00分～11時45分

○司会 皆様、おはようございます。

事務局より御報告がございます。秋田座長におかれましては、本日、御都合により御欠席となっております。そのため、開催要綱に基づきまして、議事進行は倉石座長代理に進めていただきます。

また、本日は加藤大臣より御挨拶をいただけることになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、倉石座長代理、よろしくお願ひいたします。

○倉石座長代理 皆様、おはようございます。秋田座長に代わりまして座長代理を務めさせていただきます倉石でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまより、第4回「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回も対面、オンラインのハイブリッドでの開催となります。

初めに、事務局から構成員の皆様の本日の御出席状況と本日の議事の確認をお願ひいたします。

○司会 本日の構成員の出席の状況でございます。

オンラインにて御参加いただいている構成員につきましては、王寺構成員、大川構成員、北川構成員、駒崎構成員になります。

他の構成員におかれましては、対面での御参加となっております。

また、本日の議事に関しましては、次第に記載のとおりとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

大臣の御出席に伴いまして、ただいま記者の方々が準備をしておりますので、しばらくこのままお待ちいただければと思います。よろしくお願ひします。

○倉石座長代理 本日は加藤大臣が御出席くださいました。

加藤大臣より御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○加藤大臣 皆様、おはようございます。改めまして、内閣府特命担当大臣の加藤鮎子でございます。

本日の検討会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

こども誰でも通園制度につきましては、2025年度に制度化をし、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から新たな給付として、全国全ての自治体において実施することが、先日12月22日金曜日に「こども未来戦略」として閣議決定されました。

制度化に向けて、自治体や事業者の皆様方とともに、準備を加速化していく必要がある

と考えており、令和6年度に実施する試行的事業については、現在、自治体に対して実施する意向の確認を行っております。

この検討会におきましては、制度の本格実施に向けて、さらに検討が必要な事項について、整理いただいているところではありますが、そうした事項を中心に、試行的事業の状況を踏まえながら、制度の創設に向けた検討や取組を着実に前に進めていきたいと考えております。

また、制度の意義につきましても、熱心に御議論いただいたとお聞きをしており、こども誰でも通園制度の活用を通じて、在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られること、在宅で子育てをする中で、保護者が、保育者からこどものよいところを伝えられることで、こどもについて新たな気づきを得たりできることなどは、より多くのこどもたちの健やかな成長を育む上で、大変重要な意義を持つものと考えております。

保護者の就労要件を問わないこととすることにより、これまで保育所等に通うことのないこどもたちについても、保育所等で過ごすことができる機会を保障し、支援していくということは、従来の保育・幼児教育とは異なる視点で制度を構築していくという意味で、画期的な転換になるものと考えております。

こども家庭庁としては、引き続き、現場の皆様方の御意見を伺いながら、関係者の皆様と一体となってこの制度をつくり上げていきたいと考えております。

現場の皆様を含む関係者の皆様の引き続きの御理解、御協力について改めてお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○倉石座長代理 ありがとうございます。

加藤大臣におかれましては、公務のため、こちらで御退席をされます。

○加藤大臣 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(加藤大臣退室)

○倉石座長代理 プレスの方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○倉石座長代理 それでは、早速議事に移らせていただきます。

まずは事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○本後課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1を御覧いただければと思います。

この資料につきましては、前回第3回の会議以降、修正して既に公表している点もございます。それから、今般新たに修正した点もございます。そういった点を含めて御説明をしたいと思います。

3ページ目「制度の意義等」の冒頭でありますけれども、こども基本法、これを最初に出したほうが良いという御指摘がございましたので、最初にこども基本法の記載をしてお

ります。

4 ページ目、最後の「保護者にとっての意義」ですけれども、ここの記載については、より手厚くすべきだという御指摘がございました。下の2つの点について新たに記載をしております。

次の5 ページ目「保育者にとっての制度の意義」「現行の各制度と比較した場合の意義」、これは前回の資料ですと逆になっておりましたが、順番をこのような形にしております。

7 ページ目、これはこども家庭審議会の子ども・子育て支援分科会において制度について議論いただきました。その内容について紹介をしております。

8 ページ目ですけれども、この審議会の議論の中では「今後の留意点や検討事項」という形で、これはどの項目も同じでありますけれども、まとめております。特にこども誰でも通園制度につきましても、最初の点、利用者について、利用の年齢、こういった議論がございました。

それから、8 ページ目の下から2つ目ですけれども、様々な事業者が参画しそれぞれの特性を發揮できるような形とする、それから、人件費等の補助をしっかりと講じる、事業を実施する事業者が基準を満たしている場合には実施できるように、そういった事業実施上の観点、御指摘がございました。

9 ページ目ですけれども、一番下のところ、こども誰でも通園制度を地域の資源の一つとして整備する、多様な子育て支援サービスを整えて、重層的な見守り機能が發揮されるような制度設計、主にそういった御意見がございました。

その下の○ですけれども、これは先ほど大臣からも紹介いただきましたけれども、こども未来戦略、先週22日に閣議決定をいたしました。2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する、こういったことを閣議決定しております。

なお、（参考）のところがございますけれども、国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置、これは令和8・9年度の2年間の経過措置を設けることとしております。

続きまして、11ページ目「基本的な考え方」の一番下の○でございます。試行的事業に当たっての保護者への丁寧な説明・周知、これは前回の御指摘に従って記載しております。

13ページ目「親子通園」の部分ですけれども、ここも様々前回御議論がありました。下から2つ目の○ですけれども、最後の行です。「親子通園が利用の条件となったりしないように留意が必要である」、そういったことを記載しております。

少し飛びまして、20ページ目の一番下の○です。これは記録等々の記載のところでは

けれども、「日々の記録の事業所等への共有によって、制度の利用を躊躇させることにならないように留意が必要」と記載しております。

24ページ目でございます。これはシステムの構築の関係ですけれども、一番下の○ですけれども、時点の修正をしております。補正予算における措置、それから、令和7年度からの運用を目指して、令和5年度中に仕様書を作成する、こういったことを記載しております。

さらに、25ページ目以降でありますけれども、これは前回第3回の資料では、それぞれの箇所に制度の本格実施に向けて検討が必要な事項を記載しておりましたが、一覽性の観点から、内容は変えてございませんけれども、一番後ろ、Vの項目としてまとめて記載をしております。保護者のやりがい、緊張感に留意した検証、専門性、人員配置をどう考えるか、次のページですけれども、一時預かりとの関係、利用者の利用可能枠、「月10時間」等々に関しての御指摘、年齢ごとの関わり方の特徴と留意点をより深めていく必要があるのではないか、施設・事業所ごとの実施のイメージ、それから、キャンセルの取扱い、高リスク家庭への支援、障害のあるこどもを受け入れる体制の支援、これは居宅訪問型という御指摘もございました。こういったことも含めて記載をしております。

資料1については以上でございます。

あわせて、参考資料についても御説明をしたいと思います。

まず、参考資料1でございます。

これは第1回のときにお出しをいたしました今年度のモデル事業、その具体的な実施状況につきまして、新たに仙台市さん、5番目の品川区さん、7番目の川崎市さん、次のページ、10番目の豊中市さん、この情報を書き加えさせていただいております。

さらに、このモデル事業につきましては、3ページ目以降ですけれども、今後自治体の実施状況について調査を行うことにしております。現在は中間評価ということですので、御紹介は省略をさせていただきますが、御覧のような項目について調査をしているということで御承知をいただければと思います。

続きまして、参考資料2でございます。

参考資料2につきましては、これは先ほど御紹介をいたしましたこども未来戦略について、該当部分を抜粋しているものでございます。

参考資料3、これも同じく22日に閣議決定をいたしました令和6年度補正予算の概要について、これはこども誰でも通園制度の周辺の情報として御紹介をさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、保育所等の運営に関する改善事項ということで、こども未来戦略、それから、令和6年度予算に関する対応について一覽にまとめております。まず、職員配置基準の改善、処遇の改善についてでございます。4・5歳児の職員配置基準の改善、これはこども未来戦略の中で、4・5歳児の職員配置基準については25対1へと改善する、そして、それに対応する加算措置を設ける、最低基準の改正を行う、ただし、

経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げないこととするということで、もう一つ、こども未来戦略の柱でありました職員配置基準の改善については、最低基準の改正も行うという形でまとめております。あわせて、3歳児につきましても、4・5歳児と同様に、これは加算のほうは既に導入をしておりますが、最低基準の改正を行うこととしております。1歳児につきましては、2025年度以降、改善を進めていくこととしております。

それから、処遇の改善についてですけれども、令和5年の人事院勧告を踏まえ、これはプラスの5.2%という非常に大きな改善になっております。令和6年度においても、これを踏まえた処遇改善を行うこととしております。

保育所における負担軽減ということで、左側、ピンク色のところの1つ目ですけれども、処遇改善加算の関係書類の見直しを行うこととしております。非常に事務負担が煩雑だということで、処遇改善加算ⅠからⅢの計画書の提出を原則廃止とすることとしております。さらに、事務の簡素化、令和7年度に向けた加算の一本化について検討していきたいと考えております。

それから、これは予算ですけれども、保育補助者の配置、これは潜在保育士の再就職支援といたしまして、保育士資格を持つ方も保育補助者として配置できることとする取扱いに新たにしております。

DXの関係、給付・監査等の業務負担が大きいとされる保育現場でのDXの実現に向けて、行政事務の運用実態を把握し、標準化やデジタル化を進める、こういったことに取り組もうということでございます。これはデジタル行財政改革の中でも大きな柱の一つに挙げられております。力を入れて行っていきたいと考えております。

このほか、これは総務省の関係の予算になりますけれども、資料はおつけしてございませんが、地方自治体が地方の地域の実情に応じた独自のこども・子育て政策をソフト・ハード両面で実施するために必要な地方財源、これも確保されております。特に地方自治体の委員の皆様には、総務省の資料を御参照いただけるようお願いをしたいと思います。

続きまして、参考資料4でございます。

これは、こども誰でも通園制度に関する予算措置についてまとめた資料でございます。

最初の1ページ目をめくっていただきまして、2ページ目ですけれども、これは試行的事業の概要でございます。令和5年度補正予算という形で計上しております91億円、「実施主体等」のところを御覧いただきますと、補助単価、預かりに必要な経費は1自治体当たりの年額ということで、自治体ごとの補助総額の上限を設定しております。それから、個々の事業所で実施される場合の委託料ですけれども、こども1人1時間当たり850円を基本とし、保護者負担額は1時間当たり300円程度を標準とする、そういった補助基準としております。

それから、システムの関係、これも予算を計上しております。先ほど御紹介いたしましたとおり、令和7年度からの運用を目指し、令和5年度中に仕様書を作成するというスケ

ジュールで進めております。

次のページですけれども、この検討会の中でも、施設整備、それから、設備整備につきましても、こども誰でも通園制度の対象にすべきであるという御指摘がございました。そういうことも踏まえまして、施設整備の交付金、それから、次のページですけれども、改修等に関する補助につきましても、補正予算の中で対象にするという取扱いにしております。

最後の6ページ目ですけれども、前回、山内構成員から御指摘がありましたこども誰でも通園制度を実施する場合の財産処分の取扱いについてでございます。財産処分と申しますのは、国の補助金の交付を受けて実施している事業に対しまして、その目的と異なるものに使う場合には「財産処分」の承認手続が必要であり、原則として国庫納付、国庫に返納することが必要になります。一方で、こども誰でも通園制度の試行的事業について、多様な場所で取り組むことを推進する観点から、財産処分手続の弾力化を図ることとしたいということとしております。

具体的には、2のところですが、保育所、小規模保育事業所の空き部屋を試行的事業の実施場所として転用する場合には、包括的な承認事項とし、国庫納付を不要とするという取扱いに、これは新たにしようということでございます。この国庫納付につきましては、財産の経過年数が10年未満の施設であろうと、10年以上の施設であろうと、分け隔てなく国庫納付を不要という形にすることを考えております。近日中に通知を改正したいと考えております。

それから、参考資料5でございます。

今ほど御説明いたしました試行的事業についての実施要綱の概要をおつけしております。これにつきましては、詳細の説明は省略いたしますけれども、補正予算の成立後、12月に入りましてから、自治体、事業者に向けてオンラインで説明会を実施いたしました。800を超える自治体、それから、約1,500の事業所が説明会に参加をされております。現在、この試行的事業については、実施の希望について自治体に確認をしている段階でございます。

私からの説明は以上でございます。

○倉石座長代理 御説明どうもありがとうございました。

今回は中間取りまとめ案を皆様に御検討いただくことになっております。先ほど本後課長より御説明いただいた内容が、前回までの議論をまとめた「現時点での議論の整理」に、前回の検討会で出ました御意見などを含めました、中間取りまとめ案ということでございます。

御意見などを伺ってまいりたいと思っておりますが、中間取りまとめとなりますので、今までの第1回から第4回までの所感でも結構でございます。皆様に御発言いただきたいと思っておりますので、できましたらお一人3分程度でお願いしたいと思っております。御協力をお願いいたします。

それでは、いつものように対面の方は名札を立てていただきまして、オンラインの方は挙手ボタンをお願いいたします。どうぞそれぞれの御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、オンラインの駒崎構成員、お願いいたします。

○駒崎構成員 ありがとうございます。

認定NPO法人フローレンス会長、そして、全国小規模保育協議会理事の駒崎と申します。どうぞ今回もよろしくをお願いいたします。

資料に基づいてお話をさせていただけたらと思っております。画面共有は私のほうでやらせていただいても大丈夫ですか。御配慮ありがとうございます。分量が多いものでして、なるべく3分でできるように駆け足で行くためにお許しください。

御覧になっていますでしょうか。意見書のほう、会場に出ているとよいのですが、大丈夫でしょうか。

今日は2つお話しさせていただけたらと思います。1つ目は、委託料の見直しということ、そして、2つ目が「居宅訪問型保育」も制度の対象にということでございます。

1つ目、委託料の見直しです。今回中間取りまとめをしていただきまして、本当にありがとうございます。すばらしい制度になることを予感させるものでありまして、大変御尽力いただいたことも家庭庁の皆様には感謝申し上げたいと思います。

一方で、12月7日の事業者説明会に参加しまして、びっくりしました。ここで委託料が発表されたわけなのですけれども、こども1人1時間当たり850円を基本としということで、障害児を受け入れる場合はこども1時間当たり400円を加算という具体的な金額が出ました。これはそのまま公定価格になるわけではないと信じたいわけですが、この試行的事業のこうした額が提示されるということは、今後公定価格化されるときに大きなメルクマールといいますか、ある種のいかりのような形で設定されてしまうということが懸念される、危惧されるわけでございます。

この事業者説明会で初めて金額を発表されるというのは、まず適切なのかというところで疑問を持った部分があることを、正直にお伝えさせてください。本検討会で適切な額といますか、事業者の方々がこれだったらぜひやりたいと思う、あるいはこれであれば人件費がちゃんと回収できて、こどもたちのためになる制度ができるということで議論をされたという形跡がないままで、今回試行的事業で1時間850円という額が提示されてしまったというのは、いかがなものなのかというところでございます。

また、この850円の計算根拠というものが皆目見当がつかないという部分がございます。これはこども家庭庁が常日頃から掲げていらっしゃるエビデンス・ベスト・ポリシー・メーカーという主張とも矛盾してしまう部分があるのではなからうかとは思いますが、なかなかこうしたものがないと建設的な議論ができない部分があるかと思っておりますので、ぜひこうしたものもお示しいただけないかというところをお願いしたいと思っております。

また、そのようなことはないと思いたいのですが、私が手元で計算したところ、これは空き枠が隙間なく埋まる前提で敷き詰めた場合において、辛うじて公定価格に近い水準になる程度の額であったので、もしかしたら1人月10時間の上限でこども誰でも通園制度に通うこどもが、朝から晩まで隙間なく2時間ずつ敷き詰められて初めてこういう水準になるというところになっているのではないかと。まさかそんなシミュレーションがあるわけではないと思いますけれども、しかし、そうでなければ考えられない程度の額になってしまっている部分、これはなかなか厳しいものがあります。

岸田政権の異次元の少子化対策の目玉でありますこども誰でも通園制度が、よもやどなたも手を挙げたくないような水準の額で執り行われてしまうということであれば、これは保育事業者の皆さんに失望の念が広がってしまいますので、こうしたことは避けて、多くの保育園さん、保育事業者さんが喜んでこどもたちのため、親たちのために頑張りたいと思われるような水準感というものを、ぜひ開かれたデータと開かれた議論に基づいて検討していくということがなされると、こうしたデュープロセスをしっかりと進んでいただけることを切に願うのですが、御見解やいかにお伺いしたいと思います。正直に申し上げますと、この委託料は大変低い水準でございまして、すごくそういう意味では懸念してしまったという、これが杞憂であればいいのですが、ぜひ御見解をいただけたらと思います。

2つ目は、従来申し上げております居宅訪問型保育の医療的ケア、重度の障害のある子どもぜひ見捨てないでこの制度に包摂していただきたい、インクルーシブに包摂していただきたいと思っております。今回なぜか地域型保育事業の中で居宅訪問型保育のみが排除されている状況になっておりまして、医療的ケアの重度の子たちのみが排除されている状況になってしまっていること、これはこども誰でもと言っているのですけれども、障害児、重度の障害児はそこから抜け落ちてしまうということは、「誰でも」という冠やいかにとするわけでございます。

そこで、居宅訪問型保育の対象である障害児・医療的ケア児の家族の皆さんにアンケートを取りまして、お声を聞きましたので、ぜひそうしたことを反映させていただきたい、この資料を御覧になっていただきたい、時間の関係から全ては説明しませんが、ぜひ声を聞いていただきたい。特にフリーコメント、かなり泣けるコメントがあります。通園したくても不安で通園できなかった、親以外の人と過ごす時間がこどもらしい成長の時間になると思うという意見であるとか、保育での学びの機会を失うことがあってはならない、感情の表出がたとえ難しい子であっても心の中はぐんぐんと成長していくのだというような声、喜びの刺激を受けるチャンスを与えてあげたいという声。

○倉石座長代理 駒崎構成員、5分を過ぎていきますので、簡潔にお願いいたします。

○駒崎構成員 すみません。分かりました。

あとはこの資料を御覧になっていただけたらと思っております。ぜひ医療的ケア児の家族の方々、そして、こどもたちを排除しない仕組み、おつくりいただけたらと思っております。

で、どうかよろしく願いいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○倉石座長代理 駒崎構成員、ありがとうございました。

続きまして、菊地構成員、堀構成員、万井構成員、志賀口構成員の順番で行かせていただきます。よろしく願いいたします。

○菊地構成員 事前に資料を提出しているのですが、画面共有していただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

私からは、細かい話なのですが、確認事項と少し提言をお話ししたいと思います。

ページをおめくりください。3つ確認事項がございます。前回は意見提言をしておりますけれども、1つ目が、待遇差ということで、既存の一時預かり事業とこれから誰でも通園が始まって新たな給付がありますけれども、今後職員の待遇がどのように確保されていくのかを確認していただきたいと思っています。2つ目は、契約、キャンセル料の取扱い、そして、3つ目が、誰でも通園制度と一時預かりの目的をいま一度整理していただきたいという点になります。

ページをおめくりいただけますでしょうか。一つ一つ見ていきます。1つ目、待遇ですけれども、施設型給付の保育所に関しては処遇改善等加算の対象、そして、地域子ども・子育て支援事業の既存の一時預かりに関しては対象外ということで、これが同一法人もしくは同一施設で一緒に運営されているケースがあって、その職員の処遇をどうするのか、そういう複雑な関係性も出てきているところであります。その中で、誰でも通園が入ってきたときに、新たに職員を選任する、ヘルプで兼務するといったときに、どのようにこの処遇改善が確保されるのかを整理していただきたいと思っています。今回人事院勧告で5.2%という大きな処遇改善がなされている中で、子ども・子育て支援事業、一時預かりだったり、病児保育の職員さんたちは対象外ということになってしまいますので、そういったことも含めて御検討いただきたいと思っております。

では、ページをおめくりください。続いて、契約についてなのですが、キャンセル料を市町村から事業者への支払いの対象とすることも可能としつつ、支払いの対象とする場合には、予定していた利用者が利用したものとみなすと扱っていただけることは、非常にありがたい制度かと思いますが、一方で、既存の一時預かりに関しては、キャンセル料はもらうことができても、加算については放棄しなければいけないということで、そういった意味でも、一時預かりと誰でも通園の収入の差が生まれてしまうのではないかとこの点についても御考慮いただきたいと思っています。

3つ目ですね。ページをおめくりください。最後、大きな目的になりますけれども、既存の一時預かりと誰でも通園の違いが、どうしても私には理解ができないところがまだあります。一時預かりに関してはリフレッシュやレスパイトケア、保護者のケアが大きくうたわれているのですが、実際の現場の保育者たちの声を聞いてみると、目を向けるべきはこども、こどもに対して経験の機会を与えたいという思いでやっていて、誰でも通

園の目的とそう変わらない思いでやっているのではないかと思います。そうした中で、どうやってこの一時預かり事業、子育て支援事業と誰でも通園制度を分けていって、うまくこの機能を果たしていくのか、改めて中間取りまとめの中でもまだ見えてこない部分がありましたので、整理いただきたいと思います。

私からは以上です。

○倉石座長代理 菊地構成員、ありがとうございました。

次に、堀構成員、お願いいたします。

○堀構成員 堀でございます。

このたびの取りまとめに当たりましては、具体的な議論、また、私どもの意見を盛り込んでくださりまして、ありがとうございます。

私からは、所感も兼ねて、これまでの議論、それから、これからのことについて意見を述べさせていただきたいと思います。中間の取りまとめに向かいまして、具体的な御意見をいろいろお出しいただいたことと思います。その上で、今後の制度設計に向けまして、短期的な視点と中長期的な視点、その辺りで意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、短期的な視点ですけれども、実施に当たっての喫緊の課題と申しますか、今回誰でも通園制度で全てを補うのではなく、前回の議論の中にも出ていたことだと思うのですが、多様な制度の中の一つに位置づく、そういう位置づけかと思えます。ただ、その多様な制度というものが非常に可視化しづらいと申しますか、そういう形がありますので、例えば誠に恐れ入りますが、フローチャート化するような形でお示しいただきますと、利用者側、それからまた実施側も非常に明確になるのではないかと、そうしたことを考えております。

もう一点は、保育者の確保、これまでの議論にもありましたけれども、保育者の処遇改善も含めた形も伴いながらも、乳児保育の質を担保した実施ですね。それは保育の質に着目した実施が喫緊の課題かと思っております。

中長期的な観点から申しますと、先ほど御説明にもありましたけれども、エビデンスの収集と申しますか、今回実施してみてもうどうなのか、この辺りを具体的に検証していくことが必要だと思っております。これは短期的な観点で出ることではないと思っておりますので、その辺りは継続して検証していくことが必要だと思っております。

また、先ほど菊地構成員からもお話がありましたけれども、私もこの一時保育事業との差別化が非常に難しい現状と課題があると考えております。この一時保育事業等の差別化なのか、また、統合に向かっているのか。今回の事業の導入は、例えば他国で申しますと、フィンランドでは既に就労等の事由によらず保育が必要なこどもの保育が実現されておりますけれども、先ほどの大臣のお話にもありましたように、もしかしたら長期的にはそのような在り方も模索し得ることになるのではないかと。そうしたことを考えたときに、どの事業を残して、どのように中長期的に統合していくのかということは、これからも議論を進めていただきたいと思います。

最後に、研修、それから、本事業に関わる専門家の育成、これは養成校の責任も多少あると思うのですが、そうした保育の専門家としてのありようも今後検討していくことなのではないかと考えております。

以上でございます。

○倉石座長代理 堀構成員、ありがとうございました。

この後、万井構成員、志賀口構成員、内野構成員、山内構成員、それから、オンラインの王寺構成員、北川構成員という順番で行かせていただきます。

では、万井構成員、お願いいたします。

○万井構成員 私も意見の資料を出していますので、共有をお願いします。

今回中間取りまとめということで、我々高槻市では幼稚園型の認定こども園でこの事業に取り組みさせていただいているのですが、事業者からの確認事項と意見がありますので、それをお願いします。

まず、年齢区分満3歳になったら対象外になるということなのですが、高槻の幼稚園の多くは満3歳クラスはやっておりません。いわゆる3学年しか幼稚園をやっていないのですが、その未就園児クラスというと大体2歳児クラス、年度の途中で3歳になるところを対象にしているのですが、今のところ、来年度これを実施されますと、年度途中で対象になるこどもがどんどん減ってくる。そうすると、この事業を今年と同じようなやり方でやりますと、来年度1時間当たり850円という部分の給付がほとんどなくなって、事業者持ちになってしまう。

これが将来、保育所においても、3歳児、満3歳になりますと、2歳児クラスが定員割れを起こして、その空いている定員で1時間預けようと思っていたら、2歳児クラスの子が満3歳になってしまった、その子は対象にならない。近い将来、今はこどもの数が減ってきていますので、保育所の部分、小規模の事業所部分でも空きが出ると思うのですが、2歳クラスのこどもたちは、保育所に入っているこどもは3歳になっても2歳のサービスを受けられるのですが、未就園というこどもについては、満3歳になったら2歳児クラスでありながらこのサービスを受けられないという部分が、かなり課題ではないかと。実際に通園制度を来年4月からやり出して、途中から月10時間も受けられなくなる、その子が登園しなくなったときに、課題が起こるのではないかと。

大阪の高槻におきましては、幼稚園を中心にこの事業を未就園クラスとしてやっていただきたいと事業展開を考えていたのですが、かなりしんどいかと。ですから、1歳クラス、いわゆる満3歳にならないクラスでやろうと思うと、多くの幼稚園さんが親子登園で体験をやられていることが多いのです。今回は親子登園が長期にならないようにという縛りがかかっているのですが、実情に応じてそういうこどもの新たな多様な主体との関わりを持つための部分で、親子登園も柔軟に認めていただける方向性はないのかというのが事業者から、我々も将来、保育所の部分についても満3歳で切るというのが、満3歳から未就園、いわゆる入っていないこどもたちについて何らかの救いの

手があったほうがいいのではないかと思って、取りあえず意見を言わせてもらいます。

以上でございます。

○倉石座長代理 万井構成員、ありがとうございました。

また、後ほど水嶋構成員、尾木構成員にも御発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、志賀口構成員、お願いいたします。

○志賀口構成員 日本保育協会の志賀口でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、口頭で1点、要望事項を申し上げます。

中間取りまとめ案の25ページ「こども誰でも通園制度において求められる専門性、人員配置」の項目の1つ目の○に「試行的事業においては、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とすることとしている。本検討会においては、専任の保育士を配置し、かつ勤務経験のある保育士の配置が望ましいとの意見があり、令和5年度のモデル事業や試行的事業の実施状況などを踏まえながら、人員配置について更に検討が必要である」という記載がございます。10時間という限られた機会の中で、保育現場が良質な成育環境を提供しようとするとき、欠かせないのは、こどもの情緒安定でございます。その点において、専任の保育士の存在は非常に重要であり、その連続的な関わりがこどもの安心へとつながっていくと考えます。ですから、重ねてのお願いになってしまいますが、ぜひとも専任の保育士配置が可能となるよう御検討ください。

以上でございます。

○倉石座長代理 志賀口構成員、ありがとうございました。

続きまして、内野構成員、お願いいたします。

○内野構成員 全日本私立幼稚園連合会の内野でございます。御発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私どもの幼稚園では、誰でも通園制度を大変楽しみに見守っているところでございますし、できれば私たちが主たるプレーヤーとして、この事業に参入していきたいと思っております。

この取りまとめの中で、多様な価値観に基づく多様な御家庭の子育ての仕方について、すべからく社会でサポートしていこうという姿勢につきまして、大変賛同するところでございます。

その中で、ともすれば私たちがお付き合いをさせていただいている未就園児の方々、まだ幼稚園に入る前のお子さん方の保護者の方々は、こどもと離れるということに対して非常に恐怖感といいますか、一種のおそれを持っていらっしゃる方が大変多いと実感しています。

その中で、親子登園が有効であるという御示唆をいただいた中間取りまとめの13ページでございますが、これにつきましては、大変ありがたい姿勢だと思っておったところでございますが、このたび、この中間取りまとめの中で、下から2つ目の○の下の2行のと

ころでございますが、「保護者にとって親子通園が長期間続く状態になつたりしないようにすることや親子通園が利用の条件となつたりしないように留意が必要である」と、場合によっては、実施主体の市区町村さんが親子通園をなるべく短くして、なるべく母子分離を早く実現をさせたいという思いが働いてくるのではないかと懸念しております。

今、万井構成員からもありましたように、実際、私たちはどこの施設にも通っていらっしやらない保護者の方々を見ていますと、かなり親子ともに寄り添っていく姿勢が必要なのかと思っております。その中で、そのこどもの様子を見て、その親子の様子を見て、場合によっては保護者の方々が遠目にこどもの様子を見守る機会を担保するというような柔軟な取扱いができるようにしていただきたいと思うのですが、ここに書いている親子通園が利用の条件となつたりしないようにということ、そのこどもの様子に基づいて、私たち施設が、場合によってはしばらく親子通園をさせていただいてよろしいですかという声かけの仕方、これを可能なところと捉えさせていただいていいかという確認でございます。

○倉石座長代理 内野構成員、ありがとうございました。

続きまして、山内構成員、お願いいたします。後ほど奥山構成員も御発言をお願いいたします。

では、お願いいたします。

○山内構成員 発言の機会をありがとうございます。松戸市保育課長の山内でございます。

まず、資料の取りまとめ、ありがとうございました。そして、先ほど本後課長からお話のありました財産処分の取扱いについて弾力的な運用をしていただき、本当にありがとうございます。小規模保育施設の多機能化、そして、今後のこども誰でも通園制度の展開について、大分追い風になるかと考えています。

私自身、今回検討してきた全てのこどもの育ちを支えていく、そして、子育て家庭の育児を応援するといったこの制度の意義はすごくプラスになると思っておりますし、また、自治体にとりまして、この子育てをする時期は非常に地域を身近に感じられる時期ということで、堀先生からも前にありましたが、ここが充実していくことは、例えば住んでいてよかったとか、このまま住み続けたいということにもすごくプラスになるのかと考えており、自治体にとってもプラスになると考えています。

また、幾つか今回課題はありつつも、試行的事業の中でデータを分析、そして、収集していくということについても理解をしており、前向きに考えているところなのです。令和5年度、私どもも31自治体の中の1自治体としてモデル事業をやらせていただいて、いろいろ改めて分かったことがあります。

今回制度の意義については非常にいい検討をさせていただいたと思うのですが、実際に先ほどからお話が出ている事業のお金の話については、なかなかこの検討会の中でも議論が煮詰まっていないという問題もあるのかと思っております。その中で、私からは3つほど確認をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、先ほど駒崎構成員からも話がありましたが、今回の事業所の収入をどのよう

に想定するののかということです。私どもで積算というかシミュレーションしたところ、敷き詰めた中で6割5分ぐらいの利用率、入所率がないと、なかなか損益分岐点の中でプラスの収支にはならないかということで、事業者も手を挙げはぐっているところが正直あるのかと思っています。試行的事業ということはもちろん認識している上での確認をさせていただきたいと思っています。

2つ目は、この中で健康状態、例えば障害の子などが使うという想定の中でキャンセルした場合の担保はしていただいていると思います。仮に今回手を挙げて職員は配置したのだけれども、利用者が全くいなかった場合については、職員を配置したことによる人件費については事業所や市の持ち出しになってしまうということなのかを、2点目として確認したいと思います。

最後に、今日までが恐らく自治体の公募の手挙げだと考えておりますが、実際、4月の入所状況によってやれるやれないということもあると思います。せつかくなのでやりたいとは思っているところなのですが、読めない部分も多いので、確認をさせていただきます。例えば新年度に手挙げをしている自治体については、エントリーが途中でできるのかどうか、無理な御質問、乱暴な質問かもしれませんが、最後に確認させていただきたいと思っています。

以上です。

○倉石座長代理 山内構成員、ありがとうございました。

続きまして、オンラインに行かせていただきます。王寺構成員、その後、北川構成員とさせていただきます。

では、王寺構成員、お願いいたします。

○王寺構成員 全国認定こども園協会の王寺でございます。

後ろのほうで意見書を後に見ていただければと思っております。

まず、この誰でも通園制度ということが、多くの委員さんもおっしゃっているように、こどもが主体であること、また、こども基本法及びこどもの権利条約を基に試行的事業が行われることを強く願っております。

また、先ほど本後課長から御説明いただきました中間報告でございますけれども、その中間報告の中で留意点が挙げられておりました。それについてもはっきりとした検討がなされないまま試行的事業に向かうことに、不安を覚えております。

そして、今回の中間事業の要綱のところ、私どもに意見を述べる機会が与えられていなかったことが、大変残念に思っておりました。

それでは、1点目、十分に内容、趣旨を理解した上で、0・1・2歳児の発達に即した見識を持った施設が、しっかりとした実施を行うことを、もう一度確認して希望したいと思っております。

2点目です。何度も多くの委員さんがおっしゃっているように、一時預かり事業との整合性がよく分からないという点でございます。まず、この10時間を超えた場合に、一時

預かりの時間に調整するというのは変わっていないようですので、この説明をしっかりと上で整理をして、私どもに示していただけないかと思っております。

3点目が、保育者の専門職、0・1・2歳の専門職は、先ほど申し上げたようにしっかりと見識を持った人並びに心理士などいろいろな形で専門職が誰でも通園制度の担当となれるような、多様な専門職の任用をお願いしたいこと、さらには、その人材確保並びに財源の確保をもう一度しっかりと確認させていただきたいと思っております。

4点目が、試行的事業実施に当たり、まだ様々な課題があることを踏まえて、今後このような検討会を中長期にわたり実施していただきたいということ。

そして、最後に、この誰でも通園制度は今までにない子育て支援としての視点を持っていること、それは大臣もおっしゃっていたように、とても画期的なものであると私どもは思っております。だからこそ、この事業の趣旨をしっかりと皆さんで説明をし、また、みんなで見据えて、試行的事業の実施の中でさらに検討し、すばらしい制度にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○倉石座長代理 王寺構成員、ありがとうございました。

続きまして、オンラインの北川構成員、お願いいたします。後ほどまたフロアから水嶋構成員、尾木構成員、奥山構成員とさせていただきます。

では、北川構成員、お願いいたします。

○北川構成員 社会福祉法人麦の子会の北川です。

明日、私の施設が監査のため、オンラインでの参加となりました。よろしく申し上げます。

そして、まずもって事務局の方々の中間取りまとめ、本当にありがとうございます。私はこの会議に社会的養護のこどもの立場、障害児の立場から発言させていただいておりました。この立場でも、こども誰でも通園制度は全てのこどもを対象にしているということは、本当に大変期待するものであります。

取りまとめにもありましたけれども、残念ながら虐待を受けて亡くなるこどもが0日、0歳児が多く、そのため、私の法人ではにんしんSOS相談や妊婦さんの居場所をやっておりますけれども、何かと事情のある妊婦さんもいらっしゃる、未受診の妊婦さんもいらっしゃいます。そういう妊婦さんのこどもが元気にこの世に生まれて健やかに育ていくためには、間にこども家庭センターなどが入る必要がありますけれども、この制度とのつながりの中で、子育てが孤立しないようにというためにも、大変重要な意義があると実感しております。

また、障害児の立場からは、本当に障害のあるなしにかかわらず全てのこどもが利用できることは、非常に高い人権意識が表れていると思います。また、現状の児童発達を必要としているこどもが使えなくなるということは十分留意しなければいけません。障害の児童発達支援センターなども、この事業でできることは、児童発達支援センターにはいろ

いろな職種がいますので、OT、PT、ST、心理など、その強みを生かして専門性も発揮して、いろいろな子どもたちや状況に対応できるインクルーシブな観点は、誰でも本当に安心できる社会につながるのではないかと思います。

これまであった制度の壁を越えて、この事業を障害児分野も実施できることは、本当に子ども家庭庁ができた意義を感じるところであります。

その意味で、今回の試行的事業の実施についてですが、実は市町村では子育て分野と障害児分野が分かれているところが多いので、今回試行的においても保育所、認定子ども園、幼稚園や保育事業などが中心となる可能性がありますので、バランスよく障害児分野の児童発達支援センター等の事業者もこの制度に参画することに関しては、なかなか難しい点もあろうかと思えますけれども、未来のために国としてぜひ積極的にリーダーシップを発揮いただき、保育園や子ども園との並びで障害児関係の分野の実施も同じくしっかりとできるようにしていただいて、今回検証に入れていただくことで、本格的実施につなげていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○倉石座長代理 北川構成員、ありがとうございました。

それでは、フロアに戻らせていただきまして、水嶋構成員、尾木構成員、奥山構成員、その後にもまたオンラインで大川構成員に行かせていただきます。

水嶋構成員、お願いいたします。

○水嶋構成員 ありがとうございます。家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

中間取りまとめをありがとうございます。29ページの「おわりに」に「子ども誰でも通園制度は、子ども基本法の基本的な考え方である『子どもまんなか』を体現するものでなければならない」とあるとおり、自治体、事業者、利用者も含めて、常に子どもまんなかで、全てのこどもの育ちを支えていく制度になるために、引き続きこの基本的な考え方を広めていっていただきたいと思います。

次に、3点申し上げます。11ページにあります試行的事業の留意事項の3つ目の○で、制度の理解促進と不安の解消を図るために、自治体や事業者向け説明会を実施していただきました。ありがとうございました。家庭的保育事業者も関心は高く、家庭的保育ならではの特徴を生かして本領を発揮していきたいと思っているところですが、市町村が設置運営基準への適合を審査した上で認可することになっているので、データを収集するためにも、その基準を示すためにも、試行的事業でぜひ実施していただきたいということ。

次に、保育人材の確保についてですが、人材が確保されることが不安の解消には重要だと思います。ですが、現在ほどの業界も人が足りていない。もちろん保育は保育士が行うのであって、保育士が確保できればよいのですが、人材確保については、働き方をもっと幅広く考えていくことが必要ではないかと考えます。保育の質の担保は確保した上で、保育士でないとならないところは保育士、保育士でなくてもよいことは保育士の仕事を補える人という観点で働いてもらうという働き方かどうかと思っています。

例えば、我が子が幼稚園に通っている時間だけでも働くことができるならということで、子育て経験のある方が保育の補助者に、また、製作や保育室の飾り付けなどが得意な美大を出たような方がその分野の手伝いをできるならということで、こどもの中で働いてみたいということをおっしゃった方がいらっしやいまして、実際に以前製作など美術関係が大得意な方が保育のサポートとして来てくださっていました。誰よりも上手で、速くて、製作の準備やアイデアを提供してくださって、そういう今までその人が培ってきたもの、得意としてきたことなどを生かす意味で、いろいろな人がこどもに関心を持ち、こどもの育ちに関わることも、一つの在り方ではないかと思います。保育士の確保は引き続きお願いしたいところなのですが、誰でも通園制度が進むにおいて、人材確保という意味では、そういう働き方も必要ではないかと思っています。

最後に、駒崎構成員も言われていましたが、こども1人当たり1時間850円の根拠、説明をしていただきたいと思いました。これでは事業者が広がるのかという不安もありまして、このことに関しても給食を提供する場合と、アレルギーなどでお弁当持参の方もいる、利用時間によっては午前中だけで帰ってしまって給食は必要ない、午後だけの利用等、利用の仕方によっては給食は全く関係ない人もいます。そういうところはどうなるのかと思いました。こういうことを事業者が意欲を持って手が挙げられるような検討を今後もしていただきたいと思いました。

以上です。

○倉石座長代理 水嶋構成員、ありがとうございました。

それでは、尾木構成員、お願いいたします。

○尾木構成員 ありがとうございます。尾木でございます。

この中間取りまとめ案について、2点意見を申し上げたいと思います。

まず、4ページで「保護者にとっての意義」というところです。ここに記述されていることに加えて、こども誰でも通園制度の利用が、親子が地域の様々な社会資源につながる契機になり得るというところを加えていただけたらと思っています。実際に利用する保育施設等とのつながりができることだけでなく、1つどこかの保育施設や地域子育て支援拠点を利用することが、様々な情報や人とのつながりを広げ、地域にあるいろいろな資源を活用しながら、保護者が主体的に子育てをすることにつながるということも「保護者にとっての意義」に加えていただけたらと思っています。

もう一点、13ページの「試行的事業実施の留意点」の「共通事項」の2つ目の○のところ親子通園のことが書かれていますが、親子通園が、上から5行目で「事前面談の代わりになる」という表現があるのですが、これは誤解を招きやすい表現ではないかと思っています。親子通園であれば事前面談が必要ないということでは決してないと思いますので、実際にその様子を観察することによって、追加情報や付加的な情報を得られるという程度にしていたかかないと、親子通園だからもう突然来てもいいのだと解釈する事業者あるいは自治体等があると困るのではないかと思いました。

以上になります。

○倉石座長代理 尾木構成員、ありがとうございました。

それでは、奥山構成員、お願いいたします。

○奥山構成員 ありがとうございます。子育てひろば全国連絡協議会、奥山でございます。

今回のこども誰でも通園制度ですけれども、特に就園前の在宅の子育て家庭の支援を行ってきた立場から、全てのこどもたちが一定程度の時間保育が可能となるという今回の制度に、非常に期待をしているところです。

日々親子で地域子育て支援拠点で過ごす中で、親もこどもも成長する、その中であって、また一つの機会として親と離れる、こういった機会の中でこどもが成長し、親もいろいろな人に手伝ってもらっていいのだという感覚を身につけられるという意味で、非常に大事な制度だと思っております。

その中で、私から意見書も出させていただいたのですが、4点ほど手短にお話をしたいと思えます。

まずは、今、尾木構成員からもありました「保護者にとっての意義」、非常に高いと思っております。一方で、不安の高い保護者にとっては、保育者のアドバイスや育児方法の模範といったものが素直に受け止められない方々もいらっしゃると思っております。そこへの配慮も当然お願いできればと思っております。保護者が子育てについて自信を高められるよう、エンパワーメントの視点が重要であると思っております。その背景には多様な課題があると思っておりますので、利用者支援事業であるとか、それから、今後指定されてくると思っておりますが、地域子育て相談機関との連携なども視野に入れていっていただきたいと思っております。

2点目です。8ページのところに様々な事業者の参画のことが書かれています。そういった意味では、必要な人件費の補助にもしっかりと対応していただきたいと思えますし、基準を満たしている場合は、しっかりと参入ができるように御配慮いただければと思っております。

次に、20ページです。記録のことについて御議論があったと思っております。記録の取り方につきましても、保護者の同意を求めていくという観点から、どのような内容を記載すればいいのか、こういったことも試行的実施の中で検討をしっかりと検証していく必要があるかと思っております。

最後に、4点目として、いわゆる委託料のことです。多くの委員から御意見があったと思っております。もう既に私どもも一時預かり事業などをさせていただいておりますが、事業を実施するに当たって、一時預かり事業の委託料との関係ということで、事業者としては気になるところでございますので、ぜひしっかりとその辺りのことはご検討いただければと思えます。

以上です。

○倉石座長代理 奥山構成員、ありがとうございました。

続きまして、オンラインで大川構成員、お願いいたします。その後、フロアに戻りまして、原田構成員、竹原構成員の順番で御発言をお願いいたします。

それでは、大川構成員、お願いいたします。

○大川構成員 栃木市長の大川でございます。大変お世話になります。

このたび、中間報告が整理されて、少しずつ分かりやすくなってきたなという気がしております。大変お疲れさまでございます。

2026年本格実施に向けて、来年度に試行的事業が実施されるということでありまして、本市におきましても現在9園、そして1施設ということで、10の新たな希望が出てきているということで、大変関心を持っていただいているところであります。

しかしながら、今、皆様から発言がございましたように、まだまだ課題があるのではないだろうかと思っております。まず、制度の理解の必要ということでありましてけれども、先ほど説明の中で、保護者への丁寧な説明をしていくということでありましてけれども、利用を進めるに当たり、発言の中にあつた一時預かりとの違い、また、本当に必要とされる家庭を見つけながら利用につなげていかなければならないということでありまして、制度の理解がまずは必要ではないかと思っております。

また、実施するに当たりまして、発言の中にもありましたように、保育士の人材の確保、それから、財政負担の問題があると思っております。現在のモデル事業では、自治体の負担割合が10分の1、また、試行的事業については3分の1の負担ということになってまいります。人口によって予算規模が違っているということでありましてけれども、試行的事業、また、本格的事業に当たりまして、都道府県の関わりがどうなっているのかをお伺いしたいと思っております。これはあくまでも国と地方自治体だけの負担の問題なのかどうか、また、この制度に関しての都道府県の関わりはどうかを伺いたいと思っております。

以上です。

○倉石座長代理 大川構成員、ありがとうございました。

それでは、フロアに戻りまして、原田構成員、お願いいたします。

○原田構成員 ありがとうございます。七尾市子育て支援課長の原田です。

私からは個人としての所感と、また、自治体職員という立場として、本格実施に向けて検討していただきたい点についてお話しいたします。

まず、今回の検討会に参加させていただきまして、非常に感謝をしているところであります。子どもや子育て家庭に関わる専門の皆様方のそれぞれの視点からの意見を聞くことで、非常に私どもにとっても刺激になりまして、また、制度をつくり上げていくような過程を感じる事ができました。

さらに、子ども家庭庁の職員の皆様におかれましては、私どもはモデル事業を行っていったのですけれども、そちらの自治体にまで来ていただきまして、事業所であったり、または利用者の意見を丁寧に拾い上げることで、このような制度ができていることを感じております。非常に御苦労があったと思っております。中間取りまとめ、お疲れさまでございました。

そのような中で、本格実施を進める際に、継続的に検討していく必要があるのだろうと思うところを2点お伝えいたします。

1点目は、これまでもいろいろお話が出ていますけれども、利用可能枠についての上限です。これについては、令和8年度の本格実施までに利用者、また、事業者の意見を聞きながら、柔軟な対応ができるようにしていただきたいというところが1点目です。

もう一点は、システムの構築についてです。こちらのシステムは利用者である保護者と事業者、また、自治体の3者が利用するものとなると思われます。そこで、使いやすい、分かりやすいシステムにしていきたいということでもあります。利用者は、特に支援が必要な世帯などは、このようなシステムを使って申込みをする、利用するというところはなかなかハードルが高いように思いますので、極力分かりやすく利用しやすいといえますか、使いやすいものにしていただけるような工夫をしていただきたいと思います。

以上であります。今回の検討会、ありがとうございました。

○倉石座長代理 原田構成員、ありがとうございました。

続きまして、竹原構成員、お願いいたします。

○竹原構成員 ありがとうございます。国立成育医療研究センターの竹原です。

まずは中間取りまとめ、24ページ以降、これがまとまったということは、非常に重要なことかと思っています。特に整理が必要な事項ということで、これまで3回議論してきたことの中で課題が明確になって、さあ、これを来年度以降どうやって取り組んで改善していくのか、議論していくのかということが明確になったのは、これまでの一つの大きな成果かと思っています。

その点に関してコメントさせていただきたいのですが、前回の私のコメントとやや重複するところがございますが、まず、来年度の試行的事業が実施されるというところで、この24ページ以降に書かれた整理が必要な事項に関して、きちんと定量的もしくは全国的な情報を収集して評価をする、議論をする、ベースをつくることが非常に重要ではないかと思っています。この事業を実施するとき、各事業者さんや地方公共団体から事業実績報告書のようなもので情報収集すると思うのですが、年度末に1年分をまとめてそこで振り返ってもらう形よりは、事前にこのようなデータを取ってほしいので1例ずつ積み上げてくださるとお願いをする形で調査の項目を組んでおいたほうが、より深いデータがしっかりとした形で、欠損がない形で取れるようになると思いますので、ぜひ今の段階で具体的にどういう項目を取って来年度議論するのかを深く検討しておくことが必要かと思っています。また、事業実績報告書に加えて、保育者さんや利用されている保護者の方にアンケートをすることも含めて検討することが必要かと思っています。

もう一点ですけれども、今回のモデル事業の中間取りまとめの資料、参考資料1で、自治体の活動のところ、ユニークな活動をされていてうまくいっているケースもたくさん報告されているのですが、今の時点だと、それをほかの事業者さん、ほかの自治体さんがまねしようと思っても、なかなかできるような状態になっていないので、ぜひ来年

度、試行的事業を実施した自治体さん、それから、事業者さんたちから、こういった形で好事例を集めて好事例を具体的に広められるような情報の共有の仕方、そういう場をつくることもぜひ御検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○倉石座長代理 竹原構成員、ありがとうございました。

それでは、小野構成員、お願いいたします。

○小野構成員 福岡市の小野でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございました。

こども家庭庁の皆様におかれましては、資料の取りまとめ、どうもありがとうございました。

福岡市も今年度モデル事業をやってみて、利用者のニーズも様々であろうと考えているところでございます。利用時間のところが先日からずっと議論になっていましたけれども、10時間の話ですね。午睡前に帰るような、4時間や3時間で帰るようなお子様もいる一方、家庭の状況を踏まえて、1日8時間毎週預けたいという家庭もいると認識しているところでございます。そのために、福岡市の今年度の状況を見て、月10時間では足りないと感じていた、考えていたところでございました。

そのような中、試行的事業におきましても、10時間を超えて実施する場合も自治体独自の実施を妨げないという見解を示されていると認識しております。そのような場合、一時預かり事業を活用することになるかと思っているところでございますが、一時預かり事業は現在でも助成が不十分という事業者からの声もいただいているところでございます。そのため、今後一時預かり制度の拡充と自治体の財政措置の充実をお願いしたいと考えているところでございます。また、構築予定のシステム、誰でも通園制度のシステムにつきましても、一時預かりにも対応できるようなシステム、そういう視点でシステムの構築をお願いしたいと考えているところでございます。

あと、今回誰でも通園制度の補正予算というか、事業の補助の状況を見ると、人口100万以上の自治体に対する補助の上限額が、人口1人当たり少ないのかと感じているところでございます。人口規模に応じた上限額の設定も今後お願いしたいと思っているところでございます。また、ほかにも満3歳児になったら対象外になるであるとか、障害児の加算も施設の見ると足りないのかと考えているところでございます。

このように、まだまだ課題があると思っておりますので、今後試行的事業の実施の状況であったり、各自治体や事業者の意見を今後も聞きながら、すばらしい制度をつくるべきであろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○倉石座長代理 小野構成員、ありがとうございました。

これでオンライン、フロアの各構成員から御発言いただいたものと理解しております。皆様から次年度の試行的事業の実施に向けて、制度そのものを前進させていくという意味

で賛同いただきながら、なおかつそのための様々に必要なことについて、項目の御質問をいただいたところでございます。御意見もいただきました。

それでは、事務局から御質問や御意見について御回答をお願いいたします。

○本後課長 ありがとうございます。

まずは、今回中間取りまとめを行うに当たりまして、9月以降、4回、非常に短い時間の中で密度の濃い御議論をいただいたと思っております。非常に我々の反省すべきところでもありますけれども、9月の時点ではまだどうやって制度を行うのか曖昧であったところ、この検討会において非常に様々な観点から御議論いただきまして、こういった形で試行的事業をスタートできる、あるいは制度そのものの意義、しっかりこういったところが大事なのかを明確にできる、そして、今ほど皆様から御指摘いただいたような様々な課題、これを整理することができる、ここに至ることができました。これは皆様の今までの御議論、それから、御指摘の結果だと思っております。本当に感謝しております。ありがとうございます。

今、御指摘をいただきました点、まだ少しお時間があるようですので、できるだけお答えをしていきたいと思っております。少し長くなりますけれども、御容赦をいただければと思います。

まず、駒崎構成員ほか数名の方から委託料850円の関係について御指摘をいただいております。これは補正予算で成立をし、スピード感を持って実施するということでありましたので、検討会の中で事前にお示しをするといった手続を踏めなかったということについては申し訳なく思っております。御容赦いただければと思います。

この850円の考え方でございますけれども、これは2026年度から給付化することを見据えまして、給付化するということであると、当然利用に応じた支払いになってまいります。そういったことを想定いたしまして、こども1人1時間当たりという料金を設定させていただいているということでございます。

例えば試行的事業の定員が6人、同じ時間に6人のお子様をお預かりする、そういう事業者ですと、委託料が850円プラス利用料が300円、こども1人1時間当たりの収入は1,150円になりますので、先ほど来、何人かの方から御指摘がありましたけれども、完全にきつきつで6人が常にいる状態でありまして、1時間1人当たり1,150円掛ける6人、例えばその事業所が8時間開所しているといえますと、掛ける8時間、これが1日分の収入になりまして、土日を除く平日22日開所ということになりますと、それに掛ける22日ということになります。そういった計算の仕方になるということでございます。

定員6人がきつきつでいる状態ですと、これは単純に1,150掛ける6人掛ける8時間掛ける22日開所で計算をいたしますと、月の収入は最大で121万円という形になります。こういった形で計算をしていただくことになります。実際の受入れがきつきつではなく5割程度ということになりますと、掛ける5割ということになりますので61万円、実際の受入れが8割程度と仮定すると、収入は97万円ということになります。

この定員6人という事業所で保育の保育士、その他職員を何人配置し、さらにその他事業費、事務費を含めてどれぐらいになるのかということとこの収入との関係ということで、運営がどのように可能になるのかが出てくるということかと思っております。この試行的事業の中では、委託料850円ということで実施をしております。こういったことが実際現場で事業を実施する中でこういった形になるのかはよく見極めながら、制度をスタートいたしますときには、御指摘のありました公定価格という形で決めていくこととなりますので、そういったことに向けまして、さらに検討を深めていくことになろうかと思っております。

それから、駒崎構成員から御指摘のありました居宅訪問型のタイプでありますけれども、これにつきましては、中間まとめでも整理をさせていただいております様々な観点を踏まえまして、検討していくことになろうかと思っております。

菊地構成員から御指摘のありました処遇改善加算等、保育所との待遇の関係、こういった点も公定価格の設定の中でこういった形で行うべきなのかを考えていくことになろうかと思っております。

キャンセルにつきましても、これは中間まとめでおまとめいただいておりますように、試行的事業では既にキャンセルの対応をしておりますが、これも状況を見ながら検討していきたいと思っております。

一時預かり事業との関係、これは多くの方から御指摘をいただきました。課題として整理されたものの中で、非常に検討を要する大きな論点だと考えております。拡充すべきという御指摘もありましたけれども、一時預かり事業、事業の目的の差はもちろんありますが、大きな違いということで行きますと、一時預かり事業は予算事業でございます。予算の中で実施をしていくこととなりますので、給付であることも誰でも通園制度とはそもそも形の作りが違ってくるということとなります。

今までは子ども誰でも通園制度がない中で一時預かり事業をやっておりましたので、自治体によって非常に様々な活用のされ方をしていたかと思っております。パートタイムで働く方の長い時間の一時預かりも含めて実施していた自治体さんも多くあると思っております。子ども誰でも通園制度が全国で実施される、そして、月一定時間までは全ての未就園児において確保されるということ、こういった制度を前提にした上で一時預かりの事業がどうあるべきなのかということは、もう一度しっかりと考えていく必要があると思っております。中間まとめ、まとめていただきました論点に従いまして、整理をしていきたいと思っております。

それから、堀構成員から御指摘をいただきました子ども誰でも通園制度で全てを受け入れるということではなく多様な制度の中でどう位置づけられるのか、こういったことをフローチャート化して整理をしてほしいという点、北川構成員からも様々な事業体との関係を御指摘いただいていたかと思っております。これは様々な事業がございます。とりわけ昨年の児童福祉法改正の中で、児童虐待あるいは要支援、支援が必要な御家庭、お子様に対する支援は、非常に充実をさせてきているということもございます。こういった制度、それか

ら、こども家庭センターあるいは令和6年度から実施されます地域子育て相談機関、こういったこととの関係をどう考えていくのかも含めて、これはフローチャート、何かの形になるような整理を検討していきたいと思っております。

それから、研修についても御指摘をいただきました。これは専門家の育成という観点で、少し長い視野になるかもしれませんが、検討していきたいと考えております。

それから、万井構成員から御指摘のありました満3歳児の課題でございます。これは制度的には満3歳までということで整理をしております。満3歳以上のこどもにつきましては、教育・保育給付の1号認定、それから、施設等利用給付の1号認定、これを受けることが可能と、制度上そういった整理になっておりますので、これとの関係で満3歳未満と整理をしております。

例えば教育・保育給付の1号認定を受けた上で、幼稚園、認定こども園の満3歳児クラスに入園するだとか、3歳児クラスがなくても年少クラスに満3歳で入園している、全国的に見るとそういった取組をしているところも多いようでございます。あるいは、プレ保育という形で称して引き続き預かりを行う、そういった取組を行っている園もございます。そういったことも含めまして、これはこども誰でも通園の制度の中というわけにはまいりませんので、そういった満3歳になったお子さんをどう支援していくのかという枠組みの中で検討していくことが必要なのかと思っております。

こども誰でも通園制度、これは御案内のとおり、こども・子育て支援納付金、いわゆる新しく作ります支援金を充当する事業でございます。この支援納付金については、これまで比較的支援が手薄だった妊娠・出産期から0から2歳のこどもに係る支援から充当することとしておりますので、こうした趣旨を踏まえましても、こども誰でも通園制度の対象は満3歳未満ということにしております。満3歳以上のお子様に対する支援、これは今の枠組みの中で検討していく必要があるのかと考えてございます。

それから、万井構成員ほか多くの構成員から親子通園に関する御指摘もございました。これも検討会の最初のときから御提案をいただき、毎回かなり有効であるとか、けれども、あまり行き過ぎるとどうなのかという御指摘、両方の御指摘があったかと思えます。今、まとめていただいていることを前提としながら、試行的事業の中で運用を確認しつつ、整理をしていきたいと思っております。

それから、志賀口構成員から御指摘がございました専任の保育士というお話でございます。人材に関しましては、水嶋構成員からも保育士だけではなくて保育士以外の方もという御指摘もございました。これは非常に重要な観点だと思っております。人材の確保ということと事業の質をどう確保するか、制度の根幹に関わるような部分だと思っておりますので、ここは試行的事業については今の一時預かりと同様、半分が保育士という形で実施をしながら、どうあるべきなのかということをしかりと検討する必要があるかと思っております。

内野構成員からいただいた親子通園に関しましては、先ほどお答えしたとおりでござい

ます。

それから、山内構成員からいただきました試行的事業の手挙げの関係ですけれども、これは御指摘いただきましたとおり、現在、各自治体から希望を取っているところであります。今後その状況も踏まえまして、例えばもう予算枠いっぱいということですと、追加はできないということになりますので、そういったものを見ながら検討をしていきたいと思っております。

王寺構成員からいただきました一時預かり、これは先ほどお答えしたとおりでございます。

継続的に検討、これは何人かの方が言っておられたと思います。今回中間取りまとめということでまとめさせていただきまして、年が明けますと、法案を国会に提出して審議するということがございます。その過程の中で、今の時点でどういった形で継続できるということを申し上げられる段階ではありませんけれども、多くの方におっしゃっていただきましたとおり、実際に実施される皆様、それから、自治体の皆様、知見をお持ちの有識者の皆様、様々な多くの皆様の御参画を得て、共に一緒につくり上げていくことが、この画期的な事業を行う上では非常に重要だと思っておりますので、こういった意見を交わしながらつくっていくことは重要だと思っております。検討の仕方については、今後検討を進めていきたいと思っております。

それから、北川構成員からもいただきました事情がおありの妊婦さん、それから、障害のあるお子様、様々な家庭を踏まえた対応、これはほかの制度とも連携しながら確保していく必要があると思っております。フローチャートということはありましたけれども、そういった中で整理をしていきたいと思っております。

試行的事業の中で、障害児も利用できるようにということがございました。これは今、全国で希望を聞いておりますので、そういった状況を見ながら、まずはどういう状況なのかを見てみたいと思っております。

それから、水嶋構成員からいただきました人員の関係、これは先ほどお答えしたとおりです。

それから、委託料についてもお示しをいたしました。

尾木構成員からいただきました点につきましては、これは座長とも御相談をしながら反映の方法について考えていきたいと思っております。

奥山構成員から保護者の意義、これはもう再三御指摘をいただいております。利用者支援事業、それから、地域子育て相談事業との連携、これは先ほどのフローチャートというところとも関係すると思っておりますので、整理をしていきたいと思っております。

記録の関係、委託料の関係、これも既にお示ししたとおりでございます。

大川構成員から試行的事業の実施についても御指摘をいただきました。

それから、制度の理解、これは前回栃木市さんの御指摘を踏まえて中間取りまとめの中に記載をさせていただいております。

都道府県の関わりという御指摘がございました。これは失礼いたしました。説明の中で触れるべきだったとは思いますが、参考資料2を御覧いただければと思います。こども未来戦略の中で、都道府県の関わりについて、これは支援金を制度化することとの関係で、年末の予算編成の過程の中で整理をすることとされておりましたが、8ページですけれども、字が小さくて恐縮ですが、※46というものがございます。現物給付であり、地域によって提供体制の整備状況が異なることから、類似する現行制度における財源構成も踏まえ公費により一部を負担することとし、支援納付金が2分の1、その残り2分の1を公費、そして、その公費の内訳として、国4分の1、都道府県8分の1、市町村8分の1とする、これは給付化した2026年度からこういった形にすることにしております。全市町村で実施ということになりますので、このときに都道府県の負担を導入するという形で整理をしております。

それから、原田構成員から御指摘がございましたシステム等に関しましても、これは当然3者が利用しますので、使いやすい、分かりやすいシステムをとということ、これは今、仕様書をつくっている段階でも、しっかりと念頭に置きながら検討をしているところであります。

竹原構成員から試行的事業に関してのデータの取り方、御指摘がございました。これは御指摘のとおりだと思っております。事業を実施する段階からこういったデータを取ってほしいということをしかりと整理をいたしまして、自治体の皆様にお示しをしていきたいと思っております。

それから、好事例の展開についても御指摘のとおりだと思っておりますので、整理をしていきたいと思っております。

すみません。長くなりました。最後、小野構成員から御指摘がございましたけれども、一時預かりの拡充ということにつきましては、先ほどお答えをさせていただいたとおりです。一時預かり事業については予算事業という形になりますので、誰でも通園制度を前提とした上で、この予算事業である一時預かり事業がどうあるべきなのかを改めて整理をしていく必要があると考えております。

試行的事業の中で100万人以上の枠、御指摘がありました。これは非常に人口規模が大きくなってしまいますので、どうしてもここの額をあまり大きくすると、予算全体が非常に大きくなってしまいますので、御容赦をいただければと思います。

様々意見を聞きながら、すばらしい制度にしてほしいという御指摘がございました。これは御指摘のとおりだと思います。非常に大きな制度改正になりますので、制度をつくることになりますので、引き続き皆様の御意見、御指摘、様々いただきながら、あるいは試行的事業を実施しながら、国民の皆様の期待に応えられるような制度を皆さんと、私たちも含めて一緒になってつくっていければと思っております。どうもありがとうございます。○倉石座長代理 ありがとうございます。

事務局からは、一人一人の委員の御意見、御質問に対して丁寧にお答えいただきまして、

ありがとうございました。

本日出ました御意見につきましては、事務局において引き続き検討事項としていただくように、改めてお願いをいたします。

資料1の中間取りまとめ案につきましては、本日の議論を十分に踏まえ、修正・追記をしたもので、本検討会の中間取りまとめとして了承とさせていただきたいと考えております。

修正等につきましては、秋田座長と私で相談の上、一任とさせていただければと存じますが、皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本検討会は、本格実施を見据えた試行的事業の実施に向けた試行的事業実施の在り方を整理することを目的としたものでございまして、中間取りまとめをもって、本検討会の目的は果たしたものと考えております。

皆様方におかれましては、これまで様々な角度から多くの御意見を賜りまして、大変ありがとうございました。

ここで、本日御欠席の秋田座長からコメントをいただいておりますので、僭越ですが、私から代読をさせていただきます。

委員の皆様。

取りまとめの最も大事なときに、当方が左目の網膜剥離手術のために大事な会議を座長でありながら欠席をすることになり、誠に申し訳ございません。

試行実施の取りまとめに書かれたように今後検討すべき論点もまだまだありますが、ここまで来られましたのは委員の皆様のおかげです。

最後、座長一任の部分につきましては、事務局の皆様とも十分相談し完成に向けて整えたいと思っております。

これまでの御協力に心より感謝御礼を申し上げます。

秋田喜代美。

以上、代読させていただきました。

それでは、これで今回の検討会は閉会とさせていただきます。

改めまして、これから新しい保育の形が進められようとしております。まだまだ課題が多いこの制度でございますけれども、ぜひ委員の皆様方は、試行的実施に向けましてもその成り行きを注視いただきまして、課題等につきましては、また御意見等を賜りたいと思っております。

本当に短期間の間に集中的な議論となりましたけれども、様々な御意見を頂戴いたしまして、大変ありがとうございました。

また、事務局では、丁寧に様々なことをまとめていただきまして、この制度が一步ずつ前進していくことを私たちも祈念しております。よろしく願いいたします。

それでは、これで閉会とさせていただきますが、次回開催につきましては、事務局か

らお願いいたします。

○司会 次回の開催につきましては、確定次第、追ってお知らせをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○倉石座長代理 そういふことでございますので、また後に日程等がありましたら連絡をさせていただきますので、そのときには御列席いただきまして、御意見のほうよろしくをお願いいたします。

それでは、御出席いただきました皆様、それから、オンラインで御参加いただきました皆様、発言が短時間ということになりまして、なかなか御発言いただけなかった部分はあるかと思えますけれども、御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

では、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。